

令和3年度第5回受動喫煙防止対策専門部会における意見への対応

※推進プラン案(案)の修正に係る意見を整理したもの

No.	案P	素案の項目	発言者	意見の概要	事務局の考え	「案」(案)修正の有無
1	P5	第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策 「2 学習機会の確保」	日本たばこ産業(株)北海道支社 大島部長	「たばこによる健康被害」の表現に違和感がある。たばこによる健康被害とは何なのか。被害者と定義されると、喫煙者は加害者という扱いになり、喫煙そのものが非合法的なもので、犯罪といった印象を受ける。受動喫煙を生じさせる喫煙については、「健康被害」ではなく、当初の通り「健康影響」と記載するのが適切と考える。	「影響」という言葉には、良い影響と悪い影響の両方があり、「たばこによる健康影響」については、色々な疫学研究等でエビデンスが出ているものでは害の方の影響があるということが分かっている。また、「被害」という言葉は誤解を招く可能性があることから、「健康被害を無くす」を「健康への害を無くす」に修正する。	あり
2	P9	第9 その他の取組 「サードHANDSモークへの対応」	日本たばこ産業(株)北海道支社 大島部長	素案に、「新しい概念であり、研究はまだ少なく、健康影響もまだ明らかになっていない」という厚生労働省の見解が記載されていることは、正しい情報であると思うが、個別研究については、そこに対するエビデンスというものは確立されているとは認識していない。一方で、こういう表現自体が、発信の表現方法によって誤認を与えかねないということを非常に危惧している。実際、素案に対する道民の意見として、「サードHANDSモークを考慮し、たばこを吸った後、15分間はエレベーターに乗らないようにすべき。」といった根拠のない意見もある。こういったことを考えると、適切な情報発信の難しさが露呈していることから、サードHANDSモークの記載は、削除すべきと考える。	中立的な立場で、サードHANDSモークという新しい概念があること、最近注目されているが健康影響の有無について、まだ明らかにされていないという情報を発信すること自体は問題ないと考えことから、記載を削除するのではなく、誤解を与えないような表現で情報発信していくという形で進める。	—
3			北海道がんセンター 加藤院長	サードHANDSモークは、まだまだ分からない概念であるので、あまり行き過ぎると人権侵害のようなことにもなるので、いま確立したものとして取り上げることは反対。 現在の案は、健康影響がまだ明らかでないことから情報発信をしていく。逆に影響がないかもしれない、ということも含んでいるので、これは正しい情報発信だと思う。		—
4			北海道医師会 笹本特別委員	以前、サードHANDSモークについて、踏み込んでお話をさせていただいたが、加藤院長の意見と同様に、現状の事務局の案に賛成である。		—